

市民意見公募手続の実施結果

所管課名	防災危機管理部 危機管理課
------	---------------

実施事案名	松山市地域防災計画(令和8年修正)(案)
-------	----------------------

意見募集期間	令和8年1月9日(金)～令和8年2月9日(月)	32 日間
--------	-------------------------	-------

意見数(うち意見の反映件数)	5件 (0件)
----------------	-----------

★提出のあった意見の概要及びそれに対する市の考え方等

意見の概要	意見に対する市の考え方
<p>◆類似意見の集約 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 ※ 集約意見数 (0) 件</p> <p>風水害等対策編 第2章 第8節 第2 2 土砂災害警戒区域等の公表等(65頁) 愛媛県砂防課のホームページからも把握できることを記載する。</p> <p>【理由】 県は昨年12月から砂防課のホームページで、土砂災害警戒区域の指定前であるが、高精度な地図をもとに新たに抽出した土砂災害リスクのある地点を公表しているため。</p>	<p>◆政策等の案への反映結果 <input type="checkbox"/> 反映 <input checked="" type="checkbox"/> 反映なし</p> <p>本項では市が実施する土砂災害警戒区域等の公表等について記載しています。 市民に対する周知としては、市ホームページで県砂防課ホームページへのリンク先を掲載しているほか、まつやま総合防災マップや松山市防災ポータル、防災アプリなどでも確認いただけるようにしており、地域での研修会などでも紹介しています。</p>
<p>◆類似意見の集約 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※ 集約意見数 (2) 件</p> <p>風水害等対策編 第2章 第12節 第1 4 避難場所の設備及び資機材の配備(81頁) トイレの配備基準を、発災当初は50人に1基、その後20人に1基を記載する。 風水害等対策編 第3章 第6節 第4 2 指定避難所における措置(195頁) 設置するトイレの男女比について、男性1対女性3となるよう記載する。</p> <p>【理由】 内閣府が公表する「自治体向けの避難所に関する取組指針・ガイドライン」で、スフィア基準を踏まえた目安推奨されているため。</p>	<p>◆政策等の案への反映結果 <input type="checkbox"/> 反映 <input checked="" type="checkbox"/> 反映なし</p> <p>国の動きに準じ、本市でも令和7年2月修正の地域防災計画から、スフィア基準による考え方を盛り込んでいます。トイレの数値基準などの具体的事項については、より詳細な避難所運営管理マニュアルやトイレマニュアルに記載しています。</p>
<p>◆類似意見の集約 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 ※ 集約意見数 (0) 件</p> <p>風水害等対策編 第3章 第3節 第1 定義(146頁) 令和8年5月下旬から運用される新たな防災気象情報を記載する。</p> <p>【理由】 令和8年5月下旬から新たな防災気象情報の運用が開始されるため。</p>	<p>◆政策等の案への反映結果 <input type="checkbox"/> 反映 <input checked="" type="checkbox"/> 反映なし</p> <p>ご提案のとおり、令和8年5月下旬から新たな防災気象情報の運用が開始される予定です。 今回の地域防災計画の修正は令和8年3月となるため、新たな運用の内容は反映できませんが、各種マニュアル等の修正や市民への周知・啓発など、この運用にあわせた適切な避難情報発令等の準備を進めています。</p>
<p>◆類似意見の集約 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 ※ 集約意見数 (0) 件</p> <p>風水害等対策編 第3章 第3節 第2 気象等警報・注意報の種類、発表基準及び伝達系統(151頁) 南吉田町桃山地区の川に洪水警報基準、洪水注意報基準を定めてほしい。 また、河川の減災対策を早急に実施してほしい。</p> <p>【理由】 南吉田町桃山地区の川は、大雨の都度あふれているため。</p>	<p>◆政策等の案への反映結果 <input type="checkbox"/> 反映 <input checked="" type="checkbox"/> 反映なし</p> <p>洪水警報または注意報基準の設定は、水防法に基づき国または県が流域面積や氾濫時の影響範囲等を総合的に勘案して決定するもので、市で定めることはできません。 また、市が管理する河川の減災対策としては、雨水幹線の整備や雨水排水ポンプ場の建設などの取組を行っていますが、全ての地区で浸水対策が完了するまでには長い期間と莫大な費用が必要となります。今後も被害状況や緊急性を考慮した上で効率的な整備を行います。</p>

★政策等の案の公表後、実施機関が自らの判断で修正した内容

修正内容		修正理由
修正前	修正後	
	→	
	→	